



## 川越税務署からの お知らせ

緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告と重なることから、申告所得税、贈与税および個人消費税の申告期限・納付期限が令和3年4月15日（木）まで延長されました。これに伴い口座振替日も次のとおり延長されました。

申告消費税／5月31日（月）

個人事業者の消費税／5月24日（月）

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。申告や相談にあたっては、ご自宅などからe-Taxや電話相談・チャットボットをご利用ください。

▶問合せ 川越税務署 ☎235-9411



## 「花いっぱい運動推進員」 を募集します

毛呂山町コミュニティ協議会「花いっぱい運動推進部会」では、各地区の推進員の皆さんがボランティアでマリーゴールドやパンジーなどの花を町内各地区の花壇に植えています。花は町民の皆さんや毛呂山町を訪れる人を癒します。皆さんも「花いっぱい運動」に参加しませんか？

▶活動内容 定植、各花壇の管理、視察研修など

▶活動日数 年間5日程度

▶活動場所 町内各地区の花壇など

▶申込み 各地区の花いっぱい運動推進員もしくは役場総務課自治振興係までご連絡ください。

▶問合せ 役場総務課自治振興係 ☎295-2112㉔314



## 国民健康保険加入者の 介護保険適用除外

40歳から64歳の国民健康保険加入者は、医療保険料に加えて後期高齢者支援金と介護保険料を併せて「国民健康保険税」として納めています。ただし、「介護保険適用除外施設」への入所期間中は、届出をすることで介護保険料の納付が不要になります（適用除外）。該当の施設に入所または退所した場合は、14日以内に手続きを行ってください。

▶届出に必要なもの

①国民健康保険証、②印鑑、③施設入所（退所）証明書

▶問合せ 役場住民課国保年金係 ☎295-2112㉔136



## 3月は 「自殺対策強化月間」です

自殺対策基本法において、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めており、支援策および啓発事業を実施しています。まずは、誰かに相談してみませんか？

～あなたにもできる自殺予防のための行動～

<気づき>

・家族や仲間の変化に気づいて、声をかけましょう。

<傾聴>

・本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう。

<つなぎ>

・早めに専門家に相談するよう促しましょう。

<見守り>

・温かく寄り添いながら、じっくりと見守りましょう。

▶問合せ 保健センター ☎294-5511



## 令和3年度固定資産税の 縦覧・閲覧のお知らせ

### ■固定資産税評価台帳の縦覧

▶**期間** 4月1日(木)～5月31日(月)(土・日・祝日を除く)

▶**対象** 毛呂山町に固定資産税を納税している人

### ■自己所有課税台帳(名寄帳)の閲覧

▶**期間** 令和4年3月31日(木)まで(土・日・祝日を除く)

▶**対象** 固定資産の所有者および借地借家人

#### 【共通事項】

▶**時間** 午前8時30分～午後5時15分

▶**場所** 役場1階税務課資産税課税係

▶**持ち物** 身分証明書、第三者の場合は委任状

▶**問合せ** 役場税務課資産税課税係

☎295-2112⑨191・192



## 4月からの国民年金の 月額1万6,610円です

令和3年度(令和3年4月から令和4年3月分)の国民年金保険料は月額1万6,610円です。なお、保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納付できます。保険料をまとめて納めると割引になる前納制度や、毎月の納付でも割引になる口座振替をぜひご利用ください。

※所得が少ないなどの理由で保険料の納付が困難な場合には、納付が免除または猶予される制度があります。所得制限などがありますので、まずはお気軽にご相談ください。

▶**問合せ** 役場住民課国保年金係☎295-2112⑨136



## S A I T A M A 出会い サポートセンター

平成30年10月にオープンした「S A I T A M A 出会いサポートセンター」は、現在、登録いただいている会員が6,300人を超え、すでに結婚に向けて78組のカップルが当センターを卒業されています。(R3.1.31現在)センターでは、会員を随時募集しています。

### ▶S A I T A M A 出会いサポートセンターとは…

埼玉県、市町村、民間企業等が一体となって運営する結婚支援センターです。センターでは結婚を希望される人の出会いから交際、結婚までを相談員と結婚支援システムによりサポートします。

センターの設置場所は、坂戸市、さいたま市浦和区、本庄市の3か所です。不定期に出張登録・相談所も開所しています。

### ▶サービスの特徴

- ・お手元のスマートフォンで会員のなかから希望条件でお相手を選び、お見合いの申込みができます。
- ・AIが会員のなかから相性の良い相手を紹介します。
- ・センターの相談員が個別のお悩みに対応します。
- ・会員に婚活イベント・セミナー情報を配信します。

### ▶入会条件

- ・結婚を希望し、自ら婚活の意思がある20歳以上の独身男女
- ・埼玉県内に在住、在勤、または近い将来埼玉県へ移住をお考えの人
- ・スマートフォンをお持ちの人

▶**利用登録料** 16,000円(税込み・2年間有効)

※毛呂山町在住者は割引料金が適用され、11,000円です。詳しくはホームページをご覧ください。

▶**問合せ** S A I T A M A 出会いサポートセンター事務局  
☎048-789-7721 [HP](https://koitama.jp/) <https://koitama.jp/>



## 土曜開庁のお知らせ

毎月第1土曜日の午前中、役場を一部開庁し、窓口業務を行っています。ぜひご利用ください。

### ▶開庁日

毎月第1土曜日（下表のとおり）

年月	開庁予定日
令和3年4月	4月3日（土）
5月	5月1日（土）
6月	6月5日（土）
7月	7月3日（土）
8月	8月7日（土）
9月	9月4日（土）
10月	10月2日（土）
11月	11月6日（土）
12月	12月4日（土）
令和4年1月	1月8日（土）※
2月	2月5日（土）
3月	3月5日（土）

※年末年始は除くため1月は第2週に変更します。

▶開庁時間 午前8時30分から正午

▶開庁場所 役場1階 高齢者支援課、住民課、子ども課、福祉課、税務課

### ■土曜開庁では行えない業務

国、県、他市町村や医療機関などへの照会や現地調査が必要な業務は、確認先の施設が休業のため、取扱いできません。

例) 住所に関するお届（転入・転出）、国民健康保険や国民年金の資格取得・喪失に関する届等。

納税などの相談には時間がかかりますので、開庁日の前日までにご連絡ください。

### ■電話でのお問い合わせには折り返し回答します

土曜開庁の時間帯は、窓口業務を優先して対応します。担当窓口への電話は、一度日直が用件を伺い、その後担当から折り返しご連絡します。

▶問合せ 役場総務課 ☎295-2112 ☎310



## みんなで手話を覚えよう 応援メッセージ編

今回は、コロナ禍を乗り越えるための応援メッセージの手話です。  
ゆずの里保育園から元気なメッセージが届きました！

### 『みんなでいっしょにがんばろう！』

#### ■みんな



右手のひらを下向きにし、大きく弧を描きながら、右へ動かす

#### ■いっしょ



両手の人差し指を伸ばして、左右からくっつける

#### ■がんばろう！



両手でこぶしを作って並べ、2回下げる



やる気ポーズ!!

※町立保育園では、言葉以外のコミュニケーションを知るということで、4歳児から簡単な手話を手あそび感覚で保育のなかに取り入れています。

▶問合せ 役場福祉課障害福祉係 ☎295-2112 ☎114・115・116



## 埼玉県感染防止対策協力金 (第5期：2月8日～3月7日要請分)

埼玉県による営業時間短縮の要請（2月8日から3月7日）にご協力いただいた飲食店（カラオケ店、バー等を含む）を運営する事業者の皆さんに対し、感染防止対策協力金を支給します。皆さんのご協力が新規陽性者発生を抑え、医療崩壊を防ぐとともに県民の命を守ることに繋がります。営業時間短縮と感染防止対策の徹底をお願いします。

▶申請期間 要請期間が終了した3月8日以降、速やかに受付を開始予定

▶支給額 1店舗あたり168万円(全期間協力した場合)  
※3月7日より前に緊急事態宣言が解除された場合、宣言期間終了日までの協力日数に応じて支給します。

### ▶主な支給要件

1 原則として、令和3年2月8日から令和3年3月7日までの全ての期間において要請に応じ、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業を行わない（休業含む）こと。

※酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていること。

※通常時は午後8時以降まで営業をしていたこと。

2 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。

3 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。

4 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。

5 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者および代表者または役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参加していないこと。

※支給要件など詳細については、埼玉県ホームページまたは下記窓口までお問い合わせください。



問合せ 埼玉県中小企業等支援相談窓口

☎0570-000-678

平日/午前9時～午後9時

土日祝日/午前9時～午後6時



## 新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見をなくそう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷ひぼうちゆうしょうがあってはなりません。

一人ひとりが思いやりの気持ちを持つことが大切です。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

### ▶相談窓口

みんなの人権110番/☎0570-003-110

女性の人権ホットライン/☎0570-070-810

子どもの人権110番/☎0120-007-110

外国語人権相談ダイヤル/☎0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口/

HP<http://www.jinken.go.jp/>

▶問合せ 役場総務課自治振興係☎295-2112☎314



## 農業塾の塾生を募集します

コロナ禍かにウイルスから身を守りながら、楽しく野菜栽培の基礎・基本を学べ、家庭菜園から本格的なプロまで対象とする農業塾です。入塾の条件はなく、令和3年度の主な栽培作物は春・夏にトマト、キュウリ、スイカ、落花生らつかせいなど、秋・冬に白菜、ニンジン、大根、法蓮草ほうれんそうなどです。また、収穫した野菜を食材としての漬物作り、そば打ち、年末の餅つきや野菜の先進地視察など内容の濃い企画を予定しています。

▶日にち 4月～令和4年3月（月2回程度）

※除草、水やり、野菜の販売など臨時的な作業もあります。

▶場所 おおるいやかた 大類館ほじょうの周辺の圃場

▶料金 前期/4,000円、後期/4,000円

※その中の1,000円は保険料。受講料は第1回講習日に（4月第1日曜日を予定）前期分を徴収させていただきます。

▶申込み 3月25日（木）までに役場産業振興課窓口にお越しください。

▶問合せ 役場産業振興課☎295-2112☎212